

木城町告示第6号

令和3年第3回木城町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和3年2月8日

木城町長 半渡 英俊

- 1 期 日 令和3年2月12日（金）午前9時
 - 2 場 所 木城町議会議場
-

○開会日に応招した議員

久保富士子君	桑原 勝広君
森 伸夫君	眞鍋 博君
中武 良雄君	黒木 泰三君
後藤 和実君	甲斐 政治君
原 博君	神田 直人君

○応招しなかった議員

令和3年 第3回(臨時)木城町議会会議録(第1日)

令和3年2月12日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和3年2月12日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第7号 令和2年度木城町一般会計補正予算(第15号)
日程第4 議案第8号 財産の取得について
日程第5 議案第9号 令和2年度木城町一般会計補正予算(第16号)
日程第6 委員会付託の省略
日程第7 議案に対する質疑
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第7号 令和2年度木城町一般会計補正予算(第15号)
日程第4 議案第8号 財産の取得について
日程第5 議案第9号 令和2年度木城町一般会計補正予算(第16号)
日程第6 委員会付託の省略
日程第7 議案に対する質疑
-

出席議員(10名)

1番 久保富士子君	2番 桑原 勝広君
3番 森 伸夫君	5番 眞鍋 博君
6番 中武 良雄君	7番 黒木 泰三君
8番 後藤 和実君	9番 甲斐 政治君
10番 原 博君	11番 神田 直人君

欠席議員(なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 藤井 学君 議事調査係長 平野 豊和君
書記 橋本 正枝君

説明のため出席した者の職氏名

町長	-----	半渡 英俊君	副町長	-----	島田 浩二君
教育長	-----	恵利 修二君	総務財政課長	-----	萩原 一也君
会計管理者	-----	河野 浩俊君	まちづくり推進課長	----	西田 誠司君
環境整備課長	-----	吉岡 信明君	教育課長	-----	平野 大輔君
税務課長	-----	黒木 宏樹君	福祉保健課長	-----	小野 浩司君
町民課長	-----	三隅 秀俊君	産業振興課長	-----	淵上 達也君

午前9時00分開会

○事務局長（藤井 学君） 皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにされるか電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度ご確認ください。

それでは、皆様、ご起立ください。一同、礼、ご着席ください。

○議長（神田 直人） おはようございます。定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。

ただいまから令和3年第3回木城町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本臨時会においては、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、換気対策を行い、議場内においてはマスクの着用及び消毒の徹底にご協力くださいますようお願いいたします。

令和3年第3回木城町議会臨時会の会期日程予定表及び本日の議事日程については、本日開催いたしました議会運営委員会で協議の上、あらかじめ、お手元に配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（神田 直人） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番、黒木泰三君、8番、後藤和実君を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（神田 直人） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日、2月12日の1日間にいたしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日、2月12日の1日間に決定いたしました。

日程第3. 議案第7号

日程第4. 議案第8号

日程第5. 議案第9号

○議長（神田 直人） 次に、議案上程を行います。

提出されました日程第3、議案第7号から日程第5、議案第9号に至る議案については朗読は省略し、町長の提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君） 令和3年第3回木城町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には感染拡大緊急警報発令中のさなかに先週に引き続きご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

今回の臨時会は、鳥インフルエンザ消毒作業等に係る対策経費の一般会計補正予算と第2回臨時会で議決いただきました永田昌彦氏に関する財産の取得についての議案のご審議をお願いいたします。

それでは、ただいま上程をいただきました議案第7号から議案第9号につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第7号。議案第7号は、令和2年度木城町一般会計補正予算（第15号）であります。

1月31日、県内10例目となる新富町における高病原性鳥インフルエンザ陽性確認を受け、消毒ポイント等に係る対策経費の不足分を補うために補正をするものであります。

補正予算（第15号）は、歳出を組替え、農林水産業費増額70万円、予備費減額70万円にするもので、予算の総額に変更はありません。

次に、議案第8号。議案第8号は、財産の取得についてであります。

医療法人高見会の永田昌彦氏が本町における医療行為を辞めることに伴い、地域医療の確保を図る観点から当施設を普通財産として取得し、今後、医療施設として活用するため、永田昌彦氏と取得に係る消費税401万9,818円を加え、4,421万8,000円で売買契約するもの

で、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

最後に、議案第9号。議案第9号は、令和2年度木城町一般会計補正予算（第16号）であります。

2月7日、県内11例目となる新富町における高病原性鳥インフルエンザ陽性確認を受け、消毒ポイント等に係る対策経費の不足分及び町内において発生した事態に備え、その対策経費を補うために補正をするものであります。

補正予算（第16号）は、歳出を組替え、農林産業費増額198万8,000円、予備費減額198万8,000円にするもので、予算の総額に変更はありません。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご賛同を賜りまして、可決をしていただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（神田 直人） 町長の提案理由説明が終わりました。

日程第6. 委員会付託の省略

○議長（神田 直人） 日程第6、委員会付託の省略を議題といたします。

お諮りいたします。議案第7号から議案第9号に至る議案については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） ご異議なしと認めます。よって、議案第7号から議案第9号に至る議案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第7. 議案に対する質疑

○議長（神田 直人） 日程第7、議案に対する質疑を行います。

これより、提出されました議案第7号から議案第9号に至る議案の議案ごとに質疑・討論・採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

まず、議案第7号令和2年度木城町一般会計補正予算（第15号）を議題といたします。

議案第7号に対する質疑はありませんか。3番、森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 昼夜を問わない消毒作業で大変ご苦勞をおかけしておりますが、1点だけ教えていただきたいと思っております。

県の指示等だと思っておりますけども、消毒ポイントが岩戸の坂のポイントからほたる橋付近に変更

になる理由、関係車両の誘導等がスムーズにいけば別に問題ないと思いますが、その理由があれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（神田 直人） 産業振興課長。

○産業振興課長（渕上 達也君） 最初、岩戸に消毒ポイントを設けさせていただきました。なお、岩戸の道路は町道に認定をされておりますが、溜水から岩渕大池にかかるまでは大型車両の通行が認められておりますが、岩渕大池のところから十文字にかけては許可を受けた車両しか大型車両が通れないということになっております。

それで、岩戸に消毒ポイントを持ってきた場合には、あらかじめ木城町内で餌等を配付する車両については許可車両となっておりますので、そこを通過して消毒することができますけれども、ほかのところに移動する部分につきましては許可をいただいておりますので、消毒のためだけにあそこに大型車両を通すということは、県でも警察と相談をしたところではありますが、県の公安委員会は消毒のためだけに規制を外すことはできないということで、ほたる橋に消毒ポイントを移動したというような経過になっております。

以上です。

○議長（神田 直人） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 以上で、本案に対する質疑を終わります。

これより、議案第7号に対する討論、採決を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号財産の取得についてを議題といたします。

議案第8号に対する質疑はありませんか。2番、桑原勝広君。

○議員（2番 桑原 勝広君） ちょっとお尋ねしたいのですが、前回聞きそびれたところがあったものですから、今回、建物の財産ということでなっていますが、これは築何年ほど経っているのかということと、建物だけの価格なのか、中に何か設備関係も入っているのかということもお

聞きしたい。

それともう1つ、前回の分でお聞きしなかった土地関係ですが、土地についての大きさというか、前回2,100万円ほどの予算になっていますけれども、5,000平米以下ということで議会の承認は必要ないということだと思いののですが、大きさを教えてもらいたいと思います。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 1区画については、そこに書いてありますように4,421万8,000円、これは先週の第2回臨時会でご承認をいただいた取得価格でありますのでご理解いただきたいと思います。

それから、築何年かというお尋ねであります、平成16年に新築をなされていらっしゃると思いますので、それからとしますと15、16年になろうかと思えます。

それから、今回、公用目的のために大きく分けて2つ、土地と建物という形で購入をさせていただくわけではありますが、今ほどおっしゃるように、議会に付すべき案件としましては、不動産、動産については予定価格が700万円以上、それから土地については5,000平米以上というくくりがありますので、それに基づいて粛々と私たちは事務手続を進めているということになります。

以上です。

○議長（神田 直人） ほかに質疑はありませんか。3番、森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） この財産取得の関連事項で、この建物内の器具備品等の取扱いはどう処理されるのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 建物の中にあります、いわゆる動産という類いの分については、不動産と動産一体のものとして施設がなされているという形態からして、この不動産鑑定評価、それから譲渡資産時価、そういったものを加味してこの4,421万8,000円の中に加えております。

以上です。

○議長（神田 直人） ほかに質疑はありませんか。6番、中武良雄君。

○議員（6番 中武 良雄君） 長年、木城クリニックで頑張っていた永田先生ですけども、今回、辞められるということで、木城町がこの財産取得をするわけですが、これを財産取得して次に鶴田病院が入れるということですが、今後、これをまた売却をするというようなことは想定されているのか。それとももうそのまま貸出しという形で売却はしないというお考えなのかをお聞きしたいと思えます。

それから、3月以降の今後の医療体制ですが、これは関連質問になるのかと思えますが、答えられなければそれでいいですが。3月以降の医療体制についてどのようになるのかを、分かる範

圏内で教えていただければいいかと思います。

それと、その医療体制について、永田先生がなされておりました在宅介護医療ですが、今後はそちらも、今度、新しくされるところがやっていただけるのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） まず初めに、この建物、土地等については、いわゆる医療法人高見会の木城クリニックの施設等につきましては、行政目的のために購入をするというのがまず大前提であります。

この施設については、普通財産として、いわゆる直接、町が使用するものでもないし、また町民が共同して利用する財産でもないことで、普通財産として取得をいたしまして、その後、今現在、医療法人隆徳会の鶴田病院と交渉をしておりますけれども、そちらのほうに木城町公共物管理条例に基づいて賃貸契約を結んで貸出しをしていくという予定にしております。

その後、買うとか、このままというのは鶴田病院のほうのお考えになるのだろうと思いますが、当面の間は木城町の公共物管理条例に基づいて賃貸契約を結んで貸出しをしていくことにしております。

それから、医療行為の部分についてお話がありました。私たちは、すべからく地域医療の観点から継続してやっていただく、そして切れ目のない承継的な部分も含めてやっていただきたいというのが念願でありますので、これまで永田先生が特に地域医療に大変関心の高い先生でありましたので、地域医療、それから保健衛生関係、それから学校医、それからいろいろな部分で各種委員会のほうにも委員としてご出席をしていただきまして知見を、いろいろと考えを述べてご助言いただきましたので、そういった部分も含めて鶴田病院のほうにはお願いをする予定でありますし、またその方向でも、今、打合せをしておりますけれども、そういった形のお考えは向こうのほうも理解は示していただいているということでもあります。

それから、医療行為については4月1日からは新しい病院としてスタートいたします。今のところ病院名も「木城クリニック」という名前は変わらないでいただきたいというお願いをいたしますし、そこについては内諾をいただいておりますし、4月1日から医療行為をすることは間違いないということでもあります。

ただ、ご承知のように新型コロナウイルスワクチン接種事業も入ってきておりますので、そこらあたりを含めて、今、4月1日からの医療、それからワクチン接種に支障がないようにという形で進めているところであります。

以上です。

○議長（神田 直人） ほかに質疑はありませんか。6番、中武良雄君。

○議員（6番 中武 良雄君） 永田先生が、これ築15年ということは15年間にわたって医療

行為をされてきたわけです。町として先生に対して何か感謝状とか、何かそういったものを贈呈される考えはあるか。それともう1点、薬局は建物、土地を含めてどういう形になっているのか。それと勤めていらっしゃる職員、看護師、こういった方について、今後、継続雇用になるのか。そのあたり分かっている範囲内で、分からない部分についてはいいですが、分かっている範囲内で教えていただければありがたいと思います。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 薬局については、原則、薬局と病院は別物であるというのをまず頭に置いていただきたいのですが、ただ、私たちはそう言いながらも一体感のある施設だという認識を持っていますので、薬局についても引き続きできますならば今ある薬局をお願いしたいという申出はしておりますし、多分、鶴田病院の考え方によるでしょうが、今のところは当分の間お願いをしているところであります。

それから、職員関係については、引き続きお願いをしたいと、本人がよっぽど断らない限りは引き続きという形でお願いをしていますし、それについてはご理解いただいているものと思っております。

それから、15年、実際は平成14年から始められておりますので、そういった部分では長年にわたり木城町のために、先ほど申し上げました医療行為、それに限らず地域医療、それから在宅介護を含むそういった部分の医療行為もなされておりますし、また学校医としてもいろいろとご助言、ご指導いただいているところでありますので、今、その表彰と言いましょか、顕彰については担当課のほうに指示をして検討しているところであります、何らかの形で顕彰することとあります。

それから、病院開設については平成16年となっておりますが、新設をされたのが平成16年、実際に先生が来られて、継続の関係があったのでしょ吉田病院と一緒にされたのが平成14年からされているということとありますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（神田 直人） ほかに質疑はありませんか。7番、黒木泰三君。

○議員（7番 黒木 泰三君） いつも町長が言われるように、町民の安心・安全を守るためには医療関係が一番だろうと思っているわけでございます。

それで、鶴田病院の場合、もう既に僻地におきまして医療に当たっているということで、非常に安心はしているわけでございます。今後、木城クリニックを運営するに当たって、まだ具体的には決まっていないと思いますけれども、終日、平日も今までどおりやられるのか。そして、この契約内容はどうなってくるか分からないわけですが、今の石河内僻地の例えば診療して薬がいるというような場合に、もちろん薬はいるだろうと思いますけれども、その場合はその場で出さ

れているのか、そこの辺のところもお聞きしたいと思っているわけです。今後のことについて、心配もあるのでお聞きしたいと思っております。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） いわゆる医療行為等については、永田先生がされていたものを継承していただくというのが私たちの願いでありますし、そういう申出をしていますので、多分そのようになるかと思えます。

それから、現在、石河内、それから中之又地域の僻地医療についてもされていますので、それも引き続きしていただくと、もうすべからく引き続きお願いをしたいということでしていますし、またそういった理解をしていただいているものと思えますので、これまでどおり変わりなくされるかと思えます。

それから、薬剤等についてはいろいろな定めがあるようでありますので、ただ私たちが言っているのは、これまでどおり今の木城薬局をお願いできないかというお願いをしておりますので、そこでご理解いただきたいと思えます。

また、詳細については、今、詰めている段階でありますので、先ほど申し上げましたコロナワクチン接種のこともあります、それも集団接種なのか、個別接種もいいのかとか、病院でできないのかという部分も含めて、そこらあたりも国、県の動向を見ながらの対応となりますので、今そこらあたりも含めて詰めているところであります。

要は、先ほどから申し上げていますように、変わったから大幅に医療行為が変わったとか、あるいは方法が変わったということがなく、しっかりと継続をして今までどおりやっていただくというのが私たちの根本でありますので、そこらあたりをお願いしております、そこは理解をいただいているものと思っております。

以上です。

○議長（神田 直人） ただいまの発言等が議題外にわたっておりますので、質疑の範囲を超えないようにお願いいたしますと思っております。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 以上で、本案に対する質疑を終わります。

これより、議案第8号に対する討論、採決を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号令和2年度木城町一般会計補正予算（第16号）を議題といたします。

議案第9号に対する質疑はありますか。3番、森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 1点だけ教えていただきたいと思います。養鶏農家が全力で防疫作業をしている中で、全国のあちこちで鳥インフルエンザが発生しているわけでありますが、ウイルスはどのように鶏舎内に運ばれていくのか特定が難しいということでもありますけれども、要は大陸から鳥等が持込んだウイルスを小動物が鶏舎へ拡散をしているということは否定できないということをおっしゃっております。

その中で、特にネズミの駆除対策の見直しが必要であり、本腰を入れなければならないということが、今、盛んに言われているわけでもあります。このネズミ駆除に対する県並びに国の指導なり、そういったものの情報があれば教えていただきたいと思います。

○議長（神田 直人） 産業振興課長。

○産業振興課長（淵上 達也君） 基本的にはネズミの駆除ということに関しては、どのようにやっていくかというのは具体的にはまだ決まっていないと思っています。ただし、小動物の侵入、これの防止については力を入れて、そして各養鶏農家も非常に注意を払ってやっているところがあります。それで鳥インフルエンザがはやる前、そして今の現状でも県等も立入検査をして、その小動物が入るような隙間はないか検査をしておりますけれども鳥インフルエンザが発生している状況でございます。

最終的には、ネズミが原因で鳥インフルエンザが発生したという認定までは至っていないところでありますので、引き続き、我々市町村並びに県としても養鶏農家に注意喚起、そして消毒の徹底を推進していくということしか方法はないのではないかと今のところは考えております。

○議長（神田 直人） ほかに質疑はありますか。6番、中武良雄君。

○議員（6番 中武 良雄君） 先ほど町長からの説明で、この町内で鳥インフルエンザが発生したときを想定してという話をされていた気がしたのですけれども、その確認と。それと、今、消毒されているのは職員の方が1名と、あとシルバー人材センターの方がされているのですが、このシルバー人材センターの手当については県からの予算がきているのか、そのあたりを確認したいと思います。

○議長（神田 直人） 産業振興課長。

○産業振興課長（淵上 達也君） まず、シルバー人材センターのほうにつきましては、県の予算

で確保をしております。

それから、先ほど町長が言われました町で発生したのを想定した場合ということですが、まず、この時間外手当の中には第11例目の新富町で発生したのに対して消毒の日数が伸びましたので、その分の追加の部分と、木城町でも発生した場合には、その発生農家の周りに消毒ポイントを設置しなければなりませんし、当然、それから消毒に係る人件費等がかかってまいります。それから、木城町で発生した場合には、消毒薬を散布する車、そういった散水するための機械等を借りるための費用が発生します。それで、発生した場合に迅速に動けるように枠として予算を確保させていただきたいということで計上させていただいております。

以上です。

○議長（神田 直人） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 以上で、本案に対する質疑を終わります。

これより、議案第9号に対する討論、採決を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（神田 直人） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで、令和3年第3回木城町議会臨時会を閉会いたします。

ここで、町長から発言を求められていますので、これを許します。町長。

○町長（半渡 英俊君） お礼を申し上げたいと思います。

令和3年第3回木城町議会臨時会における議案のご審議、誠にありがとうございました。上程をいただきました3議案、原案のとおり可決をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

鳥インフルエンザ対策につきましては、県内の農場で続けて陽性が確認されるなど、まだまだ発生が危惧される時期でありますので、生産者、宮崎県と連携を取りながら最大限の警戒を持って対処してまいります。

町民の医療、健康を担う病院の確保は安心、安全なまちづくりにおいても町民の一番の願いで

ありますので、町民の不安がないよう切れ目のない継続医療に向けて粛々と手続を進めてまいります。

併せまして、新型コロナウイルス感染症という未曾有の危機に対し、国、県と連携をいたしまして臨機応変に最良最適の判断をしながら、適時適切に対策を講じてまいります。

議員各位におかれましては、時節柄、新型コロナウイルス感染症には十分ご注意をいただきますよう、そして、体調管理には十分お気をつけていただきますようご祈念を申し上げまして、第3回臨時会のお礼といたします。ありがとうございました。

○議長（神田 直人） 議員皆さんは控室のほうにお願いいたします。

○事務局長（藤井 学君） 皆様、ご起立ください。一同、礼、お疲れさまでした。

午前9時33分閉会
